

令和4年第4回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和4年4月18日(月) 午前8時50分～午前10時26分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (4人)

2番 今 隆 俊	4番 長 内 康 之
10番 佐 藤 孝 文	13番 佐 山 秀 夫

8 付議案件

報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について
議案第17号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第18号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第19号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第20号	農用地利用集積計画の決定について
議案第21号	黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

9 事務局職員

事務局長	中	田	憲	人
事務局長補佐	工	藤	英	樹
農政農地係長	福	士	博	幸
主 査	山	田	和	晶
主任主事	齋	藤	伸	恵
主 事	工	藤	慎	也

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第4回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番木村功委員、6番高橋英子委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第8号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和4年3月受理分は、相続が7件、総面積64,982㎡、田が14筆11,044㎡、平畑が18筆34,354㎡、樹園地が13筆19,584㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第5項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告

	お願いします。
山 田 主 査	報告第9号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明します。4ページをご覧ください。 農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和4年3月23日付けで認可公告されました。 賃借権設定では、整理番号1番から10番で件数は10件、田が21筆44,290㎡、期間は3年から7年2ヶ月、賃借料は10a当たり10,000円から10,900円となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第17号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があつたので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。8ページをご覧ください。 (1) 使用賃借権設定です。 受付番号1番は、東野添字蟹田西の樹園地、ほか1筆合計3,841㎡を経営規模拡大のため5年間貸借するものです。 受付番号2番は、南中野字堰下の田、ほか1筆合計2,610㎡を5年間貸借するものです。借受人は農地を所有していないため、新規農家としての申請となります。田舎館村へも農地法第3条の所有権移転申請をしており、同じ月での同時申請により田舎館村と黒石市の農地を合わせて申請要件である下限面積5,000㎡を満たしております。田舎館村の申請については4月総会で許可がおりる見込みでいます。9ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号4番は、浅瀬石字南田の田、2,641㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 今回は、借受人が農地法第3条の法定更新を希望したため、第3条での申請となっています。10ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号10番は、石名坂字村ヨリ北家岸の畑、ほか12筆合計18,136

	m²を生前一括贈与により取得するものです。父から子への経営継承によるものです。譲受人は農地を所有していないため、新規農家としての申請となります。 11ページをご覧ください。 受付番号11番は、境松字村井の田、2,088m²を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号12番は、南中野字不動沢ノ上の樹園地、ほか8筆合計20,222m²を売買により取得するものです。譲受人は農地を所有していないため、新規農家としての申請となります。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地確認を行った1番佐藤陽介委員に報告をお願いします。
佐藤陽介委員	今回申請があった農地について、去る4月7日、今隆俊委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、4月6日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、取得後は、りんごの栽培が行われます。譲渡人が高齢により、自営業と農業を兼業していくことが難しくなったため、申請に至りました。譲受人は新規就農3年目で主に、にんにく、ねぎを栽培しています。りんごの栽培は初めてのため、譲渡人の指導を受けながら営農するとのこと。 受付番号2番は、新規農家のための申請です。現況は田で、取得後は、にんにくの栽培が行われます。新規農家のため聞き取り調査をした内容を報告します。譲受人は板金業を営んでいますが、事業の継続が困難になってきており、これからは農家としてやっていきたいと思い、申請に至ったとのこと。農業機械等の所有状況を確認したところ、自己所有しているものを活用するとしています。収穫したにんにくの出荷先は、農協を予定しています。借受人は農業経験がないため、農協の指導員からの指導を受けることや、にんにく部会の研修会等に積極的に参加し、栽培技術を習得していくとのこと。農業経営に対する意欲も十分に感じられ、農地を取得することに問題はないと思われます。 (2) 賃権設定です。 受付番号4番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、取得後は水稻の栽培が行われます。

	(3) 所有権移転です。 受付番号10番は、生前一括贈与のための申請です。現況は樹園地・平畑で、取得後はりんご、やさいの栽培が行われます。親から子への経営継承によるものです。 受付番号11番は、経営規模拡大のための申請です。売買によるものです。現況は田で、取得後は水稻の苗の栽培が行われます。数十年程前から譲受人が譲渡人から申請地を借りていましたが、譲渡人も高齢なことから売買で取得することとなりました。 受付番号12番は、新規農家のための申請です。現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。新規農家のため聞き取り調査をした内容を報告します。 譲受人は、従前から農業に魅力を感じており、きっかけがあれば、農家になることを考えていたとのことです。譲受人が、譲渡人が経営するりんご園で、農作業を手伝っていたところ、高齢となったため、農業経営を引き継いでもらえないかと、譲渡人から相談されたこともあり、今回新規農家として申請することを決意したとのことです。農作業経験は譲渡人のもとで3年間手伝いをしていた程度とのことです。農業機械は自己所有しているものを使用し、防除は共同防除組合を活用し、草刈機等は、自己資金で購入を検討しているとのことです。りんごの出荷先は農協を考えており、農地の取得後は、農協の正組合員にもなるとのことです。研修等にも積極的に参加し、栽培技術を習得していくとのことで、農業へ従事する強い意欲があり、農地を取得することに問題はないと思われます。 今回申請があった6件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	受付番号12番でお聞きしたいのですが、●●番地と●●番地が登記簿上原野となっているが許可が必要ですか。
福 士 係 長	受付番号12番で登記簿上地目が原野であることについて、現況が畑であって農地基本台帳に登載されることであれば扱いとしては農地法上の扱いとなります。よって許可が必要になります。
長内康之委員	法務局側からも何かありますか。
福 士 係 長	法務局で所有権移転登記に関しては、登記移転証明が必要になり、登記移転証明の中では今どういうものであるか、売買について許可を貰ったことが必要になります。その許可書に記載されることになるので基本的には必要になります。

佐山秀夫委員	1 2 番の●●さんは何歳くらいですか。
齋藤主任主事	●●歳です。
佐山秀夫委員	以前にもありましたが、通作距離がある申請者が、数年後に耕作放棄地となった事例があります。今回の申請者も通作距離があり、りんごの栽培となれば管理手間を要するため、許可後は農地利用について調査を徹底することを提案します。
議 長	承りました。
議 長	他にございませんか。 質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますがご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第 1 7 号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第 1 8 号につきましては、4 番長内康之委員が代理人になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (長内康之委員退席) それでは議案第 1 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第 1 8 号は、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙から説明いたします。1 3 ページをお開きください。 受付番号 2 番は、申請人は記載のとおりです。議案第 1 9 号受付番号 3 番と併せて、一体利用するものです。土地表示は、大字大川原字下川沢、登記地目は田、現況地目は不耕作地、となっております。面積は、3, 3 8 3 ㎡であり、事業用施設用地として既に利用されております。 今回の申請は、この後、農地法第 5 条申請に関して土地の所有権移転の相談において、農地利用の現況を調査し、違法状態が判明したものです。現況は、畜舎等となっているにもかかわらず、地目が田となっております。農業、養畜の事業を営むことにおいて、農地の土地利用が 2 a 以上で、小屋、畜舎等の建築等、農地以外の別の用途に利用する場合は、農地転用の許可を要します。よって、現状では、農地法違反の状態にあります。 今回の申請は、農地法第 4 条の許可申請を行い、違法状態を是正するため申請となります。農地区分では、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である「指定用途に供されるもの」に該当することから、問題ないものと思われます。

	なお、今回の申請に関しては、許可権者である県へ確認済みです。 受付番号3番は、申請人は記載のとおりです。土地表示は、浅瀬石字龍ノ口、登記地目、現況地目ともに畑となっております。面積は、726㎡であり、農家住宅建築用地として利用するのです。農地区分では、その他の第二種農地に該当することから、問題はないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、申請書及び添付書類の審査等を行った委員より報告があります。
議長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、1番佐藤陽介委員に報告をお願いします。
佐藤陽介委員	今回、4条申請があった土地について、去る4月7日、今隆俊委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、4月6日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り並びに申請書、添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号2番は、事業用施設用地として利用するための申請です。 場所は、大川原集落から北東へ約500mに位置しており、周辺は、田及び原野となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請者は養畜事業を始めるにあたり、事業関係者や隣接する農地所有者の承諾を得て、今回申請する土地に牛舎等を建築し、利用していたとのことでした。 農業委員会が現在の土地の利用状況調査したところ、農地法に違反していることがわかり、違法状態を是正するため申請に至ったとのことでした。顛末書も添付され、寛大な処置をお願いしたい旨、記載されております。周辺の農地への被害防止策としては、雨水は自然浸透及び隣接する側溝に放流し、家畜の糞尿はコンクリート敷の置場を設けて、堆肥として処理し利用しているとのことでした。 受付番号3番は、農家住宅建築用地として利用するための申請です。場所は、浅瀬石字龍ノ口にあるデイサービスセンターりんごの郷から北西へ約150mの位置にあり、周辺は、宅地及び農地以外の土地で囲まれております。雨水は自然浸透、生活排水は隣接する側溝へ放流するとのことでした。農地に影響を及ぼすものではなく、転用には問題ないものと思われます。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び申請内容等を審査した結果、周囲の土地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤孝文委員	2番について、何年ほど前からこのようになっていましたか。

福 士 係 長	聞くところによれば、昭和48年から50年の間にこのようになっているそうです。その時の事業敷地としては畜産をやるということで畜舎を建てるとの話でしたが、その後、この田3,383㎡全てを使う計画はなく、徐々に敷地内にそのほかの物が建っていったかたちになりました。実際、今の事業用途を見れば、畜用予定の個人事業施設と書いてある申請になっております。
佐藤孝文委員	議案第19条も同じだと思いますが、5条とはどういうことですか。
福 士 係 長	4条申請については、所有者が土地を転用するのが4条申請で、5条申請は所有決定が伴うことになります。5条申請については、現在の土地利用者に名義を変えることになります。養蓄事業を始めた時に関係者が数名いました。それが、今の申請者しか利用していないとのことで、所有者を1人にするものです。 実際、地目が農地になっていれば農業委員会の許可が必要になります。
議 長	以上でよろしいですか。 質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第18号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第19号につきましても、4番長内康之委員が代理人になっておりますので、議事参与の制限により、退席といたします。 それでは議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第19号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、15ページから説明いたします。 受付番号3番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、大字大川原字木ノキ沢、登記地目は田、現況地目は不耕作地、となっております。面積は、2筆合計2,818㎡です。 先ほど説明したとおり、事業用施設用地として既に一体で利用されております。農地区分では、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である「指定用途に供されるもの」に該当となるため、問題ないものと思われま。なお、申請地の詳細については、申請書及び添付書類の審査等を行った委員より報告があります 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、1番佐藤陽介委員に報告をお願いします。

佐藤陽介委員	今回、5条申請があった土地について、去る4月7日、今隆俊委員、加藤浩揮推進委員、私と事務局を交えて、4月6日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書および添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号3番は、事業用施設用地として利用するための申請です。 内容については、先ほど議案第18号受付番号2番で審議された関連した事案であり、違法状態の是正のための申請です。内容の説明は省略いたします。 聞き取り等調査内容から判断して、転用することに、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第19号は、原案のとおり決定いたします。 (長内康之委員指定席に着く) 次の議案第20号につきましては、2番今隆俊委員、10番佐藤孝文委員、13番佐山秀夫委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、また、高木一弥推進委員も審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員、佐藤孝文委員、佐山秀夫委員、高木一弥推進委員退席) それでは、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第20号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が10件、所有権移転が7件です。 別紙(17ページ)から説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号29番は、大字追子野木字長谷川の田、3, 112㎡のうち2, 500㎡を10年間10a当たり10, 000円で、再設定するものです。 受付番号30番は、長崎二丁目 ほかの田、5, 575㎡を10年間10a当たり10, 000円で、再設定するものです。 受付番号31番は、馬場尻下の田、3, 794㎡を5年間10a当たり

	14,000円で、再設定するものです。 受付番号32番は、大字黒石字弥九郎の田、4,389㎡を5年間10a当たり11,000円で、再設定するものです。 受付番号33番は、馬場尻西の田、5,578㎡のうち1,021㎡を8年2ヵ月間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号34番は、大字南中野字不動沢ノ上の畑、17,435㎡を5年間10a当たり5,000円で、再設定するものです。 受付番号35番は、大字豊岡字長坂の樹園地、2,468㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号36番は、小屋敷西の田、10,055㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号37番から38番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号37番は、大字黒石字十三森の田、4,785㎡を10a当たり15,000円で5年間の設定です。 受付番号38番は、大字黒石字浄光寺の田、3,491㎡を10a当たり10,900円で10年間の設定です。 20ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号10番は、大字田山平の田、4,544㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号11番は、追子野木三丁目の田、3,002㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号12番は、追子野木三丁目の田、1,299㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号13番は、大字赤坂字池田の樹園地、3,033㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号14番は、大字上十川字長谷沢一番囲 他の田、4,437㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号15番は、大字牡丹平字稻荷沢下 他の樹園地、10,016㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号16番は、大字三島字宮元の田、2,296㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
工藤元伸委員	所有権移転について、追子野木の売買はいくらくらいで行われていますか。
山 田 主 査	10a当たり●●●●円です。

工藤元伸委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。 質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員、佐藤孝文委員、佐山秀夫委員、高木一弥推進委員指定席に着く) 次に、議案第21号「黒石市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第21号は、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定めた基本構想について、同法施行規則第2条の規定により、黒石市長から別冊のとおり依頼があったので意見を求めるものです。 別冊資料で、説明します。 議案第48号別冊、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)抜粋資料をご覧ください。 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標です。 内容については、令和3年第12回総会において審議、市に対して意見を提出しております。 このとき、農業委員会の意見としては、当該目標設定額では、青年等就農計画の認定を受けた者が、農業経営開始から5年後で経営目標を達成したとしても、農業で生計を立てることが難しいと思われるとし、農業経営により生活していくことができるよう年間所得の目標設定額を上げるべきであるとしたところです。 新規就農者の所得目標は、上段にある指標をもとに審議されたところでありましたが、今回では、主たる従事者当たり、現行200万円から180万円に、世帯当たりでは、現行265万円から250万円に、いずれも更に下方修正されております。 理由としては、他産業従事者の所得の増減などを考慮し目標値を見直した。 米価の低迷や本市の情勢を踏まえ、育成する農業経営体の目標値の5割程度とした。とあります。 この指標の提示は、県の指導があり、市が修正し、(案)としたものです。 コロナ禍の農業情勢及び経済事情は不安定であること、コロナ禍収束の見通しのつかない中において、基本構想の所得目標値を高めに設定することは、新規就農者の青年等就農計画の認定、また、他産業からの新規参入者が入りづらい指標となるなど、担い手の育成・確保の観点から支障をきたす恐れがある、

	と判断されたものによります。 市の依頼により、案のとおり承認いただきたいとのお願いがありました。 内容の説明は、以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	この指標にある新規就農者とは農林関係補助金を受けられる方を示すのですね。どのようなものなのか説明願います。
中田事務局長	個人へ年間150万円。夫婦であれば225万円。今まで5年間だったものが、3年間に変更になりました。追加として、機械等導入のために国県が150万円を貰う人に対しては500万円まで補助金の対象となり本人が4分の1出します。
佐山秀夫委員	市の補助が年間150万円とのことですが、もし途中で挫折した場合は150万円の返還になりますか。
中田事務局長	返還になります。また、農業所得が多くなれば150万円満額貰えないことになります。
佐山秀夫委員	補助金を貰っている5年間で軌道に乗せ、もっと上を目指して欲しいとのことですね。また、農業所得が多くなれば補助金をカットすると解釈して良いですね。
中田事務局長	はい。
佐山秀夫委員	わかりました。
佐藤国雄委員	これは、前回話したことの逆行ですよ。前にもだめであり、このままでは承認できない。
福 士 係 長	実際、今コロナ禍において、米価の下落は最近でも新しい農業事情でもありますが、その経営内容によっては見通しがつきにくいものが出てきております。青年等就農計画の認定を受けるためには、関係機関による経営計画の認定があります。農業の関係機関が集まり内容を検討した後、認定することになります。例えば、経営面積に対してどのくらい所得見込みがあるかなど経営計画の内容を見て認定する行程があります。しかし、新規就農の経営目標金額が高くなれば認定を受けられないとことがありますし、あと、補助金を貰っている中で経営の内容が悪いものについてはペナルティーがあって、クリア出来なければならぬことがあります。従って、経営目標額を今以上に高く設定すると、この補助事業が成り立たなくなることもあります。それが一番怖いことです。新規参入に入ってくる人は、初めから農業の技術とか経営能力を有していない者が入ってくることもありまして、やはり高めに設定してしまうと、どうしても認定しづらいことが前提にあります。経済事情も低迷して来ていることもあ

	りまして、高く出来ないとの県の判断です。
佐藤国雄委員	今後、3年ですね。
福 士 係 長	はい。
佐藤国雄委員	先ほど局長がおっしゃった機械の助成金がありました、どういう事ですか。
中田事務局長	3年間の助成を貰わない人は、上限1,000万円までですけども、国が5割、県が4分の1、本人が4分の1で融資を受けて機械を導入できる制度があります。150万円を貰う人は500万円までの補助対象枠を受けられます。本人は4分の1の負担になります。しかし、就農計画が認められなければ対象にはなりません。佐藤国雄委員がおっしゃったように農業で生計できるくらい高く設定するのが当たり前だと思いますが、ハードルを高くすると計画を持って来た段階では県の認定を受けられないのです。ですので、あえて低く設定しているところもあります。ご理解いただきたい。
佐藤国雄委員	理解しました。
議 長	他にございませんか。 質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第21号は、原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第4回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前10時26分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年4月18日

議 長 永立康行

議事録署名者 木村 功

議事録署名者 高橋 英子